

総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(別表のC値に係る変更箇所抜粋)(見え消し版)

別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C _n 等の 区分	第7次におけるC値の幅				第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾	
			下限	上限	下限	上限	下限	上限
2	畜産農業	C _{no}	60	120	60	130	60	120
		C _{ni}	60	70	60	70	60	70
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあつては	C _{no}	60	200	-	-	60	70 200
		C _{ni}	60	70	-	-	60	70
3	天然ガス鉱業	C _{no}	60	150	60	150	60	145 150
		C _{ni}	60	70	60	70	60	70
115	脂肪族系中間物製造業	C _{no}	15	35	15	80	15	35
		C _{ni}	10	15	10	35	10	15
115項の備考 (1)	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては	C _{no}	45	120	50	150	45	120
		C _{ni}	20	40	40	55	20	40
115項の備考 (2)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては	C _{no}	300	1800	500	510	300	600 800
		C _{ni}	300	500	500	510	300	500

別表3 リンについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

整理番号	業種その他の区分 (及びその区分)	C _p 等の 区分	第7次におけるC値の幅				第8次における C値の幅	
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾	
			下限	上限	下限	上限	下限	上限
2	畜産農業	C _{po}	8	36	8	30	8	36
		C _{pi}	8	9	8	9	8	9
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するものにあつては	C _{po}	8	40	-	-	8	9 36
		C _{pi}	8	9	-	-	8	9
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	C _{po}	1	2.5	2	5	1	2
		C _{pi}	1	1.5	1	2.5	1	1.5
108項の備考	りん及びりん化合物製造工程にあつては	C _{po}	2	40	2	40	2	5 8
		C _{pi}	1	8	1	8	1	5 8